

議題1

第9期における保険料の 設定について

第9期介護保険料に係る第8期からの主な変更点について

① 所得段階別の負担割合（国基準との乖離）の見直し

第1段階～第4段階、第6段階～第11段階において、柏市は国基準より低く、負担能力に応じた設定が課題となっています。その解消に向けて、急激な保険料増加とならないように第9期は段階的に国の負担割合へ近づけていきます。

② 基準所得区分の見直し

国の新基準を考慮し、第10段階～第16段階の所得区分を見直しを行います。

③ 基金の活用について

第9期では、第10期を見据えながら急激な保険料増加とならないよう、基金を約24億円取り崩します（令和5年度末の残高見込み額は約34億円）。この取り崩しにより、保険料が約600円抑制できます。

④ 基準額の見直し

①～③を踏まえて調整し、第8期から200円増の5,800円とします。

1 第9期における介護保険料について

(1) 基準額 (月額/年)

5,800円/69,600円

【第8期計画値との比較】

No.	項目	第8期	第9期	増減
1	第1号被保険者数	336,385人	339,666人	101.0%
2	認定者数	59,314人	62,771人	105.8%
3	総給付費	約898億円	約966億円	107.6%
4	基金からの取り崩し額	約25億円	約24億円	96.0%
5	介護保険料で負担すべき金額	約218億円	約236億円	108.3%
6	介護保険料(基準額・月額)	5,600円	5,800円	103.6%

(2) 所得段階別介護保険料

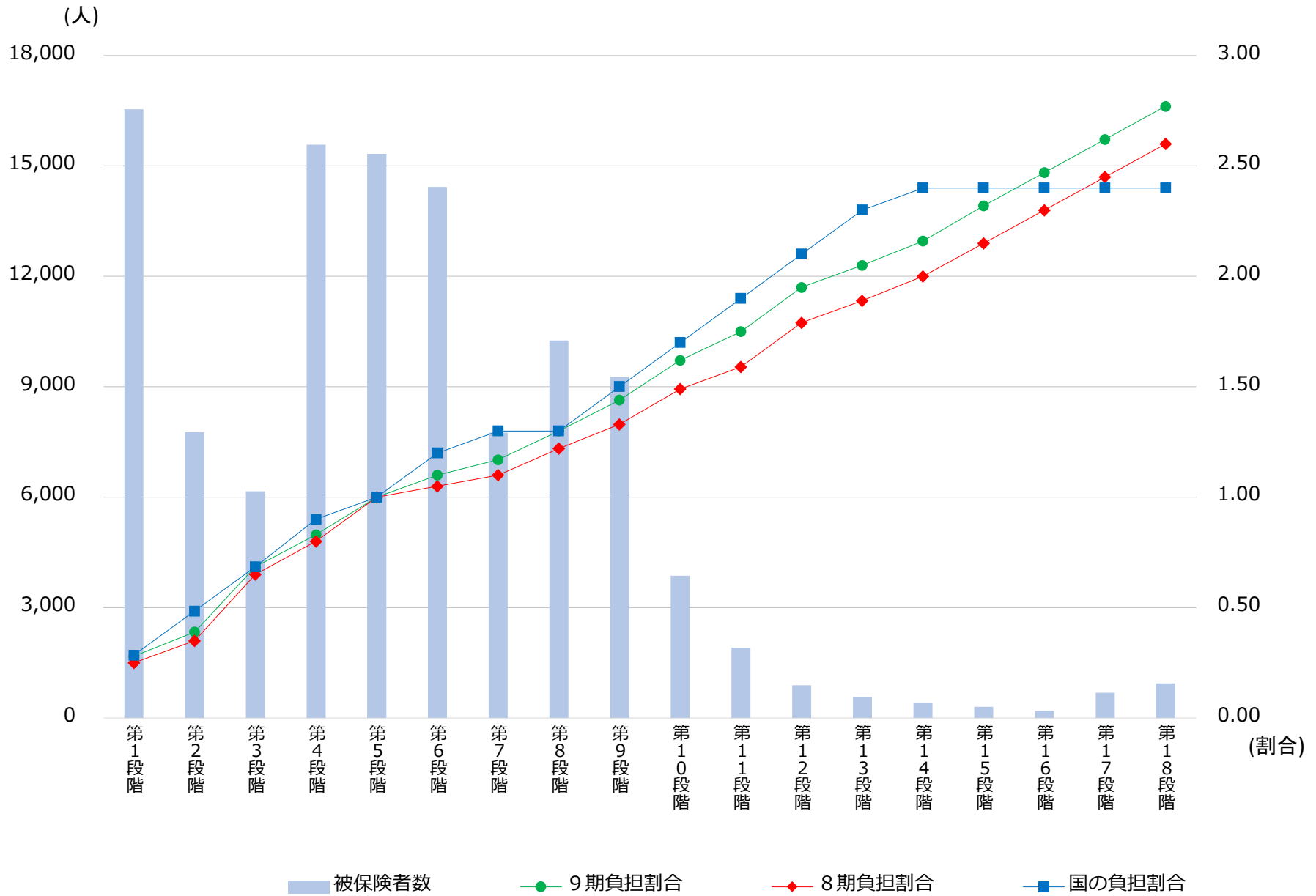
国の負担割合との差については、第9期・第10期以降にて調整を行い、急激な負担増加とならないよう設定しました。

段階	負担割合 (8期)	負担割合 (9期)	負担割合 (国)	増減 (9期-国)	介護保険料 (8期)	介護保険料 (9期)	増減 (9期-8期)
①	0.25	0.28	0.285	-0.005	1,400	<u>1,624</u>	224
②	0.35	0.39	0.485	-0.095	1,960	<u>2,262</u>	302
③	0.65	0.685	0.685	0	3,640	<u>3,973</u>	333
④	0.80	0.83	0.90	-0.07	4,480	<u>4,814</u>	334
⑤	1.00	1.00	1.00	0	5,600	<u>5,800</u>	200
⑥	1.05	1.10	1.20	-0.1	5,880	<u>6,380</u>	500
⑦	1.10	1.17	1.30	-0.13	6,160	<u>6,786</u>	626
⑧	1.22	1.30	1.30	0	6,831	<u>7,540</u>	709
⑨	1.33	1.44	1.50	-0.06	7,447	<u>8,352</u>	905
⑩	1.49	1.62	1.70	-0.08	8,343	<u>9,396</u>	1,053
⑪	1.59	1.75	1.90	-0.15	8,903	<u>10,150</u>	1,247
⑫	1.79	1.95	2.10	-0.15	10,023	<u>11,310</u>	1,287
⑬	1.89	2.05	2.30	-0.15	10,583	<u>11,890</u>	1,307
⑭	2.00	2.16	2.40	-0.24	11,200	<u>12,528</u>	1,328
⑮	2.15	2.32	2.40	-0.08	12,040	<u>13,456</u>	1,416
⑯	2.30	2.47	2.40	0.07	12,880	<u>14,326</u>	1,446
⑰	2.45	2.62	2.40	0.22	13,720	<u>15,196</u>	1,476
⑱	2.60	2.77	2.40	0.37	14,560	<u>16,066</u>	1,506

①から③段階については軽減後の値を記載。

※第8期より月額200円増加

第9期負担割合 柏市と国の比較



(3) 基準所得区分の見直しについて

国の新基準を考慮し、以下のとおり見直しを行います。

	第8期 区分	第9期 区分 (変更のみ表示)	第9期被保険者数(3年間)
第1段階	生活保護受給者等 年金収入+年金以外の所得80万円 以下	世帯非課税	49,787
第2段階	年金+80万円超120万円以下		23,379
第3段階	年金+120万円超		18,537
第4段階	年金+80万円以下	世帯課税	46,876
第5段階(基準額)	年金+80万円超		46,134
第6段階	所得120万円未満		43,439
第7段階	120万円以上150万円未満		23,337
第8段階	150万円以上210万円未満		30,869
第9段階	210万円以上320万円未満		27,879
第10段階	320万円以上400万円未満	320万円以上420万円未満	11,639
第11段階	400万円以上500万円未満	420万円以上520万円未満	5,745
第12段階	500万円以上600万円未満	520万円以上620万円未満	2,676
第13段階	600万円以上700万円未満	620万円以上720万円未満	1,727
第14段階	700万円以上800万円未満	720万円以上820万円未満	1,224
第15段階	800万円以上900万円未満	820万円以上920万円未満	918
第16段階	900万円以上1,000万円未満	920万円以上1,000万円未満	591
第17段階	1,000万円以上1,500万円未満		2,076
第18段階	1,500万円以上		2,833

2 保険料算定に係る各事項について

(1) 第1号被保険者の負担率

第8期と同様の23%となりました。

(2) 調整交付金

高齢者のうち後期高齢者の占める割合と所得段階別分布状況に応じて交付されるため、交付割合が市町村により異なります。

柏市における第9期の調整交付金の交付割合は約2.06%となります。そのため、ベースとなる5%から2.06%を差し引いた2.94%については、介護保険料にて負担することとなります。

したがって、(1)の23%に2.94%を足した、25.94%が最終的な負担割合となり、保険料の上昇につながっています。

【国・介護保険料の負担割合のイメージ】

	国(25%)		
「基本」	20%	調整交付金 5%	介護保険料 23%
「柏市」	20%		介護保険料 25.94%

調整交付金2.06%

$5\% - 2.06\% = 2.94\%$
 この2.94%分が第1号被保険者保険料に影響し、介護保険料の増加となります。

(3) 介護報酬改定

介護報酬改定率が「+1.59%」と示されました。

(4) 地域支援事業費

①第9期の地域支援事業の見込額

	事業費	上限超過額
地域支援事業費	約61億円	約10億円
①介護予防・日常生活支援総合事業	約37億円	約5億円
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	約21億円	約5億円
③包括的事業（社会保障充実分）	約3億円	0円

②上限を超過する金額について

地域支援事業費には上限額が定められており、第9期は約10億円超過する見込みです。そのため、介護保険料を約250円押し上げる計算となります。

(5) 財政調整基金

要支援・要介護認定者数の増加による介護保険給付費の増加や第1号被保険者の負担率及び地域支援事業費の上限超過額などの影響を考慮した上で、第10期を見据えながら急激な保険料増加とならないよう、財政調整基金を約24億円取り崩します（令和5年度末の基金残高見込は約34億円）。

この基金の取り崩しにより、保険料が約600円抑制できます。

【取り崩しのイメージ】

介護保険料 月額 基準額	取り崩し額	介護保険料(取り崩し後) 月額 基準額
6,400円	約24億円	5,800円

3 第6期介護保険料（2015年度）との比較について

団塊の世代が前期高齢者（65歳）になる年と、その世代が後期高齢者（75歳）になる年を比較しました。

項目	2015年度(H27)	2025年度(R7)	伸び率
保険料基準額	4,900円	5,800円	<u>118.4%</u>
人口	408,787人	439,668人	107.6%
第1号被保険者数	98,618人	113,257人	114.8%
認定者数	14,385人	20,929人	<u>145.5%</u>
保険給付費	約202億円	約305億円	<u>151.0%</u>
第1号被保険者1人あたりの給付費	205,269円	269,381円	<u>131.2%</u>